

7 利用者負担金

このサービスを利用するにあたって、あなたにご負担していただく利用者負担金は、下記のとおりです。

1) 利用者負担金（訪問看護費）

提 供 時 間	利用者負担金 (1 割)	利用者負担金 (2 割)	利用者負担金 (3 割)
30 分未満	4 7 1 円	9 4 2 円	1, 4 1 3 円
30 分以上 1 時間未満	8 2 3 円	1, 6 4 6 円	2, 4 6 9 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1, 1 2 8 円	2, 2 5 6 円	3, 3 8 4 円
早朝（午前 6 時～午前 8 時まで）	所定単位の 100 分の 25 の加算 の 1 割	所定単位の 100 分の 25 の加算 の 2 割	所定単位の 100 分の 25 の加算 の 3 割
夜間（午後 6 時～午後 10 時まで）			
深夜（午後 10 時～午前 6 時まで）	所定単位の 100 分の 50 の加算 の 1 割	所定単位の 100 分の 50 の加算 の 2 割	所定単位の 100 分の 50 の加算 の 3 割

（介護予防訪問看護費）

提 供 時 間	利用者負担金 (1 割)	利用者負担金 (2 割)	利用者負担金 (3 割)
30 分未満	4 5 1 円	9 0 2 円	1, 3 5 3 円
30 分以上 1 時間未満	7 9 4 円	1, 5 8 8 円	2, 3 8 2 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1, 0 9 0 円	2, 1 8 0 円	3, 2 7 0 円
早朝（午前 6 時～午前 8 時まで）	所定単位の 100 分の 25 の加算 の 1 割	所定単位の 100 分の 25 の加算 の 2 割	所定単位の 100 分の 25 の加算 の 3 割
夜間（午後 6 時～午後 10 時まで）			
深夜（午後 10 時～午前 6 時まで）	所定単位の 100 分の 50 の加算 の 1 割	所定単位の 100 分の 50 の加算 の 2 割	所定単位の 100 分の 50 の加算 の 3 割

2) 特別管理加算

あなたが厚生労働大臣の定める特別な管理を必要と

する状態にある場合、1 か月当たり 別紙のと通りの加算があります。

3) 長時間訪問加算

特別管理加算の算定のある方は、1 時間 30 分以上の看護を実施した場合・・・3 0 0 円加算（1 割の方）

6 0 0 円加算（2 割の方）

9 0 0 円加算（3 割の方）

4) 複数名訪問加算

利用者の状態により、一人の看護師では訪問が困難であったり、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損などが認められる状況や、その他の利用者の状況から判断し、同時に複数の看護師が利用者または家族の同意を得て、訪問看護を行った場合・・・

1 割の方

2 5 4 円加算（30 分未満の場合）

4 0 2 円加算（30 分以上の場合）

2 割の方

5 0 8 円加算（30 分未満の場合）

8 0 4 円加算（30 分以上の場合）

3 割の方

7 6 2 円加算（30 分未満の場合）

1, 2 0 6 円加算（30 分以上の場合）

5) 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合、退院又は退所後の初回の訪問の際に 1 回（特別な管理を要する者 2 回）に限り算定します。

6 0 0 円加算（1 割の方）

1, 2 0 0 円加算（2 割の方）

1, 8 0 0 円加算（3 割の方）

6) 初回加算

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った月に算定します。

初回加算Ⅰ（退院当日）

350円（1割の方）

700円（2割の方）

1,050円（3割の方）

初回加算Ⅱ（退院翌日以降）

300円（1割の方）

600円（2割の方）

900円（3割の方）

*退院時共同指導を算定する場合は算定しません。

令和元年 10 月 1 日 現在

【特別管理加算】

(区分支給限度基準額の算定対象外となります)

特別な管理を要する利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に対して、計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算 (Ⅰ)

ひと月 500 円(1 割の方) 1,000 円(2 割の方) 1,500 円(3 割の方)

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
- ② 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ③ 気管カニューレを使用している状態
- ④ 留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算 (Ⅱ)

ひと月 250 円(1 割の方) 500 円(2 割の方) 750 円(3 割の方)

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態。

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

真皮を超える褥創の状態

点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態